

# 介護情報基盤について

令和8年1月

厚生労働省 老健局 老人保健課

# 本日の内容

1. 介護情報基盤の目的と構成
2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
3. ケアプランデータ連携システムとの統合
4. 介護事業所等への支援策の紹介
5. 今後のスケジュール

## 1. 介護情報基盤の目的と構成

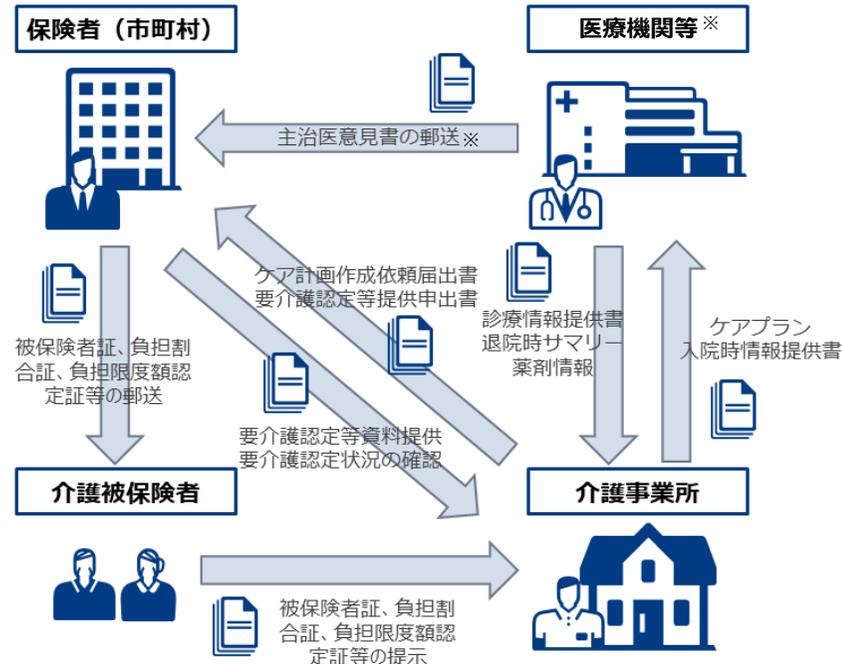
2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
3. ケアプランデータ連携システムとの統合
4. 介護事業所等への支援策の紹介
5. 今後のスケジュール

## 介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

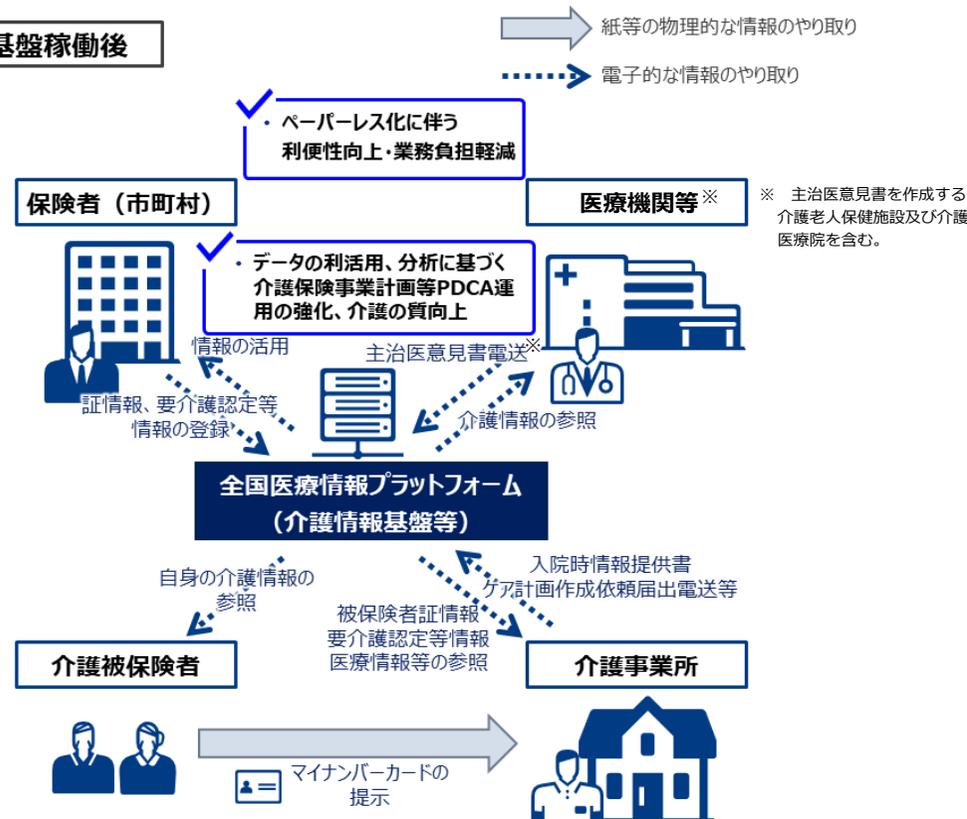
## 介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

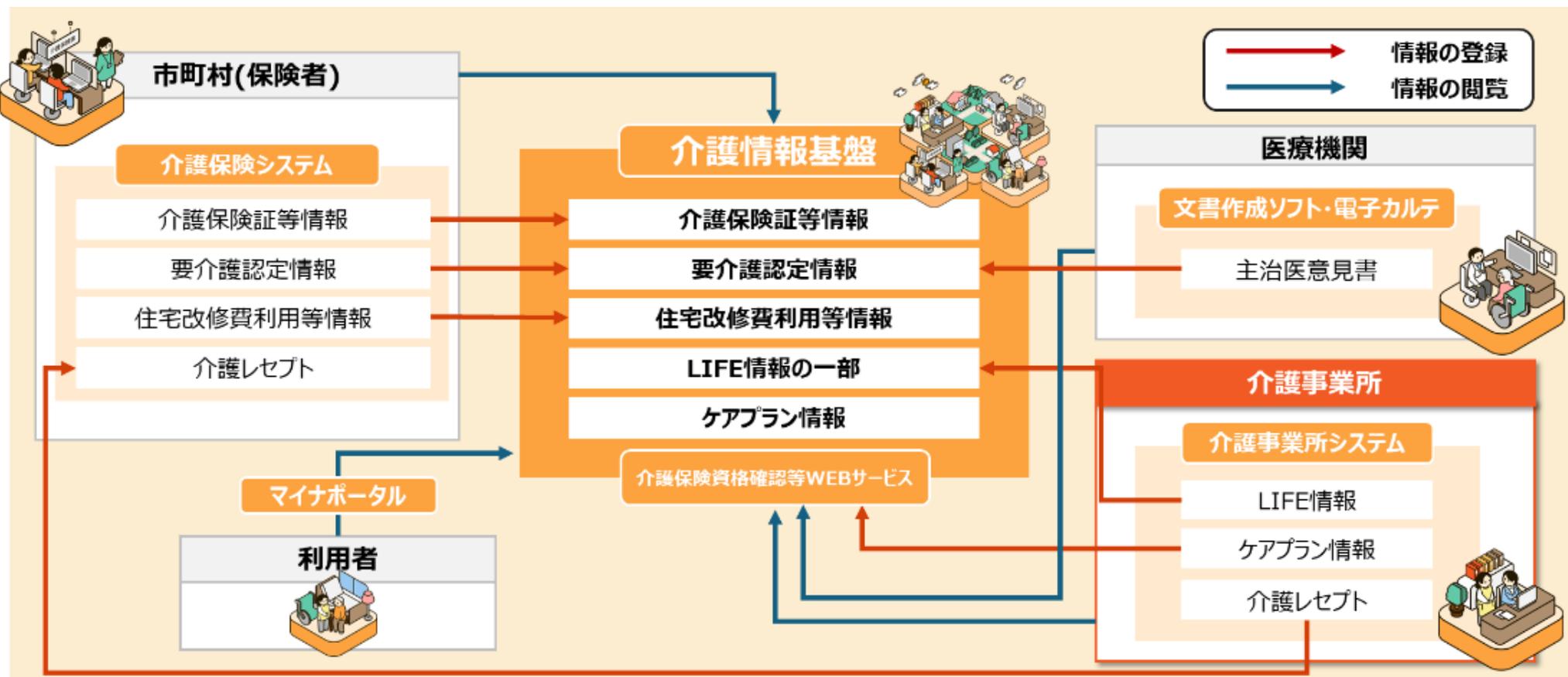
基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

# システム構成の全体像

- 介護情報基盤を活用した利用者、保険者（市町村）、介護事業所、医療機関間の情報の流れは以下のとおり。



出典：介護情報基盤ポータル 公益社団法人国民健康保険中央会 “介護情報基盤の概要 市町村(保険者)のみなさまへ”

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNC6477A5D453A85730fb7e9b0d081e372d8a5499d85f432577686cf77c183c94813034bc56ce3>

# 本日の内容

1. 介護情報基盤の目的と構成
- 2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点**
3. ケアプランデータ連携システムとの統合
4. 介護事業所等への支援策の紹介
5. 今後のスケジュール

# 介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ



利用者・家族

- ・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、**要介護認定に要する期間が短縮**される。
- ・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、**複数の証を管理・提示する負担が軽減**される。
- ・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。



保険者（市町村）

- ・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要**な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要となり、**業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能**となる。
- ・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能**となる。



介護事業所・  
ケアマネジャー

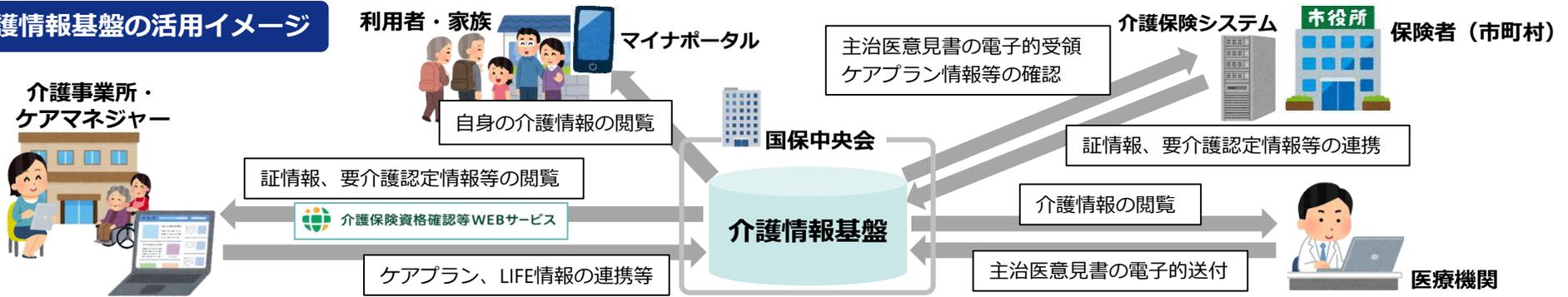
- ・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話等での問い合わせが不要**となり、**業務の効率化**につながる。
- ・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**情報提供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要**となり、**迅速なケアプランの作成が可能**となる。
- ・電子による資格情報の確認が可能となることで、**サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減**される。
- ・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。



医療機関

- ・**主治医意見書について、市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要**となり、**業務負担が軽減**される。また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
- ・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、**利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能**となる。

## 介護情報基盤の活用イメージ



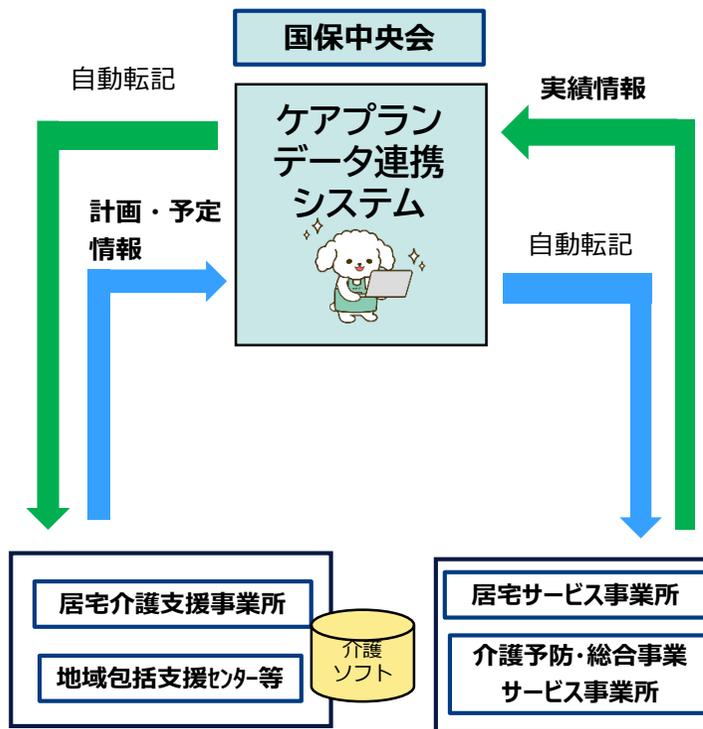
# 本日の内容

1. 介護情報基盤の目的と構成
2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
- 3. ケアプランデータ連携システムとの統合**
4. 介護事業所等への支援策の紹介
5. 今後のスケジュール

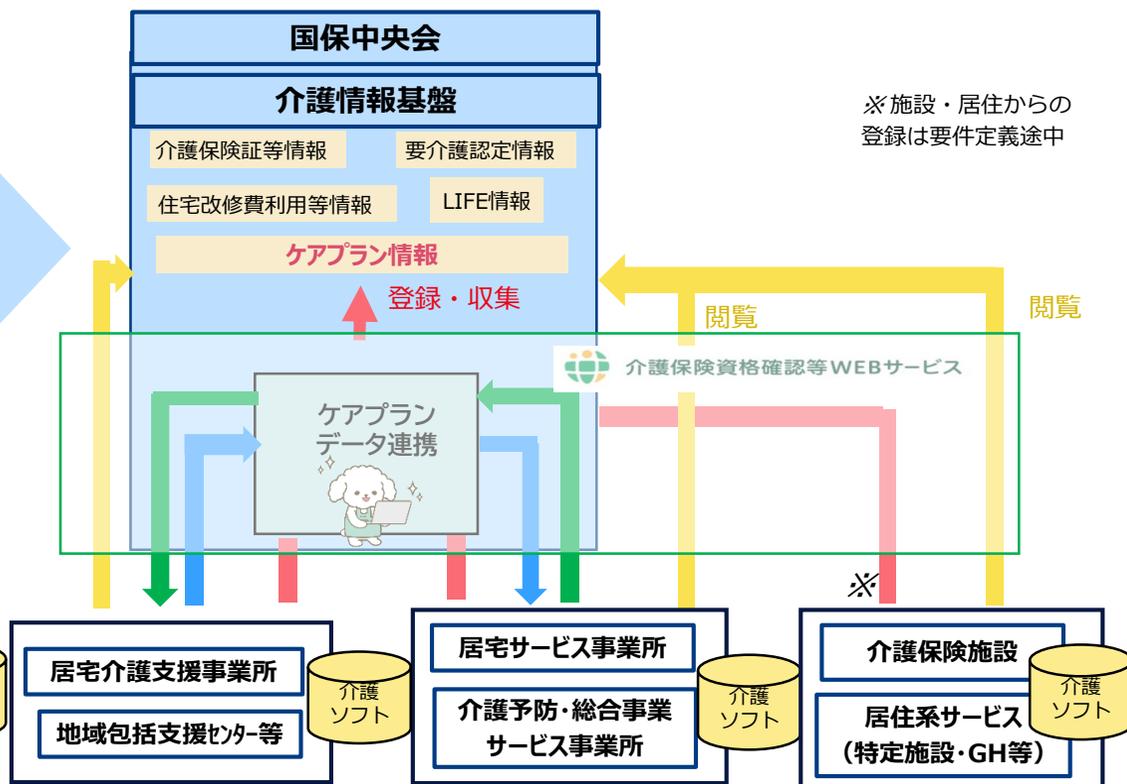
# 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、**介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。→統合予定**

## 既存のケアプランデータ連携システム



## 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合



# 本日の内容

1. 介護情報基盤の目的と構成
2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
3. ケアプランデータ連携システムとの統合
- 4. 介護事業所等への支援策の紹介**
5. 今後のスケジュール

# 介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

## 保険者介護保険事務システム

## 介護情報基盤

## 介護事業所等

### 【1. 介護情報基盤への情報格納】

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）  
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）  
住宅改修費利用等の情報

データ連携

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）  
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）  
住宅改修費利用等の情報

ケアプラン情報  
LIFE情報

データ連携

ケアプラン  
データ連携システム

ケアプラン情報

LIFE情報

LIFE  
科学的介護情報システム

### 【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

※本人同意の取得方法等については検討中。

情報登録

WEBサービス

＜利用者との契約時等＞

本人確認、担当事業所登録

情報照会

WEBサービス

＜被保険者の確認、ケアプラン作成時等＞

情報閲覧

※閲覧の都度の本人確認は不要。

情報取得

WEBサービス

（居宅介護支援事業所）

居宅サービス利用届出

（医療機関）

主治医意見書

### 【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

介護保険資格確認等WEBサービス

送付

文書作成ソフト・電子カルテ→オン資NW

介護保険資格確認等WEBサービス

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

## 介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

### 1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費                      ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

### 2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

## 医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

### 1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

### 2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

### 申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

## 介護情報基盤用カードリーダー導入助成金に ケアプランデータ連携システム初期設定支援が含まれました

～介護情報基盤との接続を見据えた重要なお知らせ～

ケアプランデータ連携システムは、2026年度下期に介護情報基盤の一部である介護保険資格確認等WEBサービスへと統合されることとなっています。現在、関連事業へ助成金の交付を行っておりますが、介護事業所等において導入支援事業者から介護情報基盤およびケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用は助成の対象となります。

### 申請 期間

今年度の助成金申請手続きは2026年3月13日(金)まで  
\* 2026年4月以降の助成金の扱いは、厚生労働省より後日案内があります

### 助成金 対象

#### ① カードリーダーの購入経費\*

\*介護サービス種別によって助成限度台数が決まっています。

#### ② 介護情報基盤との接続サポート等経費\*

\*介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。(なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となります。)

➡ 『ケアプランデータ連携システムの初期設定支援』も対象となります

#### 助成条件

『②介護情報基盤との接続サポート等経費』と一体的に受けることが条件となります。  
ケアプランデータ連携システムの接続・初期設定支援のみの場合には助成の対象外となりますのでご注意ください。



介護保険資格確認等WEBサービスへの統合を  
見据えてぜひこの機会に助成金をご活用ください//

### 助成 限度額

対象（介護サービス種別）	カードリーダー 助成限度台数	助成限度額 （上記 ①② の合算金額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	6.4万円
居住・入所系	2台まで	5.5万円
その他	1台まで	4.2万円

同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。なお、助成率は10/10になります。

### ご質問・お問合せ先

『介護情報基盤』や『助成金』に関するお問合せ先



介護情報基盤ポータル

検索

『ケアプランデータ連携システム』に関するお問合せ先



ケアプラン ヘルプデスク

検索

# 介護事業所・医療機関向け助成金の申請受付を開始しています

介護事業所・医療機関向け助成金をぜひご活用ください。

- **申請受付期間**：令和7年10月～令和8年3月13日（予定）
- **申請受付場所**：介護情報基盤ポータル  
<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>
- **申請方法**：介護情報基盤ポータルにおいて、まずユーザーアカウントを作成いただき、マイページから助成金の申請ができます。
- **備考**：本助成金は、介護事業所等が所在する自治体の介護情報基盤の活用開始時期に関わらず、申請可能です。また、申請方法、自治体における介護情報基盤の活用開始時期、導入支援事業者一覧等の情報は、介護情報基盤ポータルで公表しています。



# (参考) 介護情報基盤ポータル

- 介護情報基盤を活用した介護保険業務の普及・周知のため、「介護情報基盤ポータル」を開設しました。
- 問合せへの対応、介護事業所・医療機関向けの助成金申請の受付、市町村における介護情報基盤への対応予定の公表等行っています。
- 介護情報基盤に関する一般への情報提供は、この介護情報基盤ポータルで行っていますので、ぜひチェックしてください。

介護情報基盤とは

介護に関する情報を集約し、介護に関わる方々<sup>※1</sup>を支えるための仕組みです。利用者・市町村・介護事業所・医療機関の連携が深くなります。複数のガイドラインに従って構築されているシステムとなるため、情報セキュリティが担保されています。

↑ 情報の登録 ↑ 情報の閲覧

介護情報基盤			
要介護認定情報	介護保険証等情報	主治医意見書	
住宅改修費利用等情報	ケアプラン情報	LIFE情報の一部 <sup>※2</sup>	マイナポータル

↑ 介護事業所 ↑ 市町村 ↑ 医療機関 ↑ 利用者

※1 あるいはそれについては、別表です。 ※2 LIFE：利用者の健康やケア計画に関するデータ ※3 介護保険資格確認WEBサービスは、マイナポータル

📌 事務作業の効率化  
紙での手順や負担の掛かる作業が減り、より素早く簡単に仕事をこなせます。

📌 情報を一元管理  
介護保険資格、認定情報、主治医意見書、ケアプランなどの情報をひとつの場に集約し、サービス間で共有。

📌 手続きをリアルタイムで  
介護に関する申請、提出、受領、確認などの作業も、郵送や電話を介さずオンラインで完了。

業務の軽減

交付や要介護認定申請などの際、郵送や発行や印刷などの業務が不要となります。窓口における書類業務を減らすことができます。

サポートの最適化

介護事業所や医療機関が自ら、必要な情報を確認できるようになります。現場主体の自主型対応が進むことで、問い合わせ対応が軽減されます。

施策への活用

ケアプランやLIFE情報の一部などの情報共有により、地域全体の傾向や状況を深く知ることができ、その情報をふまえた施策立案がしやすくなります。

PDF より詳しい資料へ

市町村(保険者)・介護事業所・医療機関、  
それぞれに対応した概要資料もご用意

介護情報基盤の概要

市町村(保険者)のみなさまへ

公設社団法人国民健康保険中央会 2025年8月版

介護情報基盤ポータル : <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

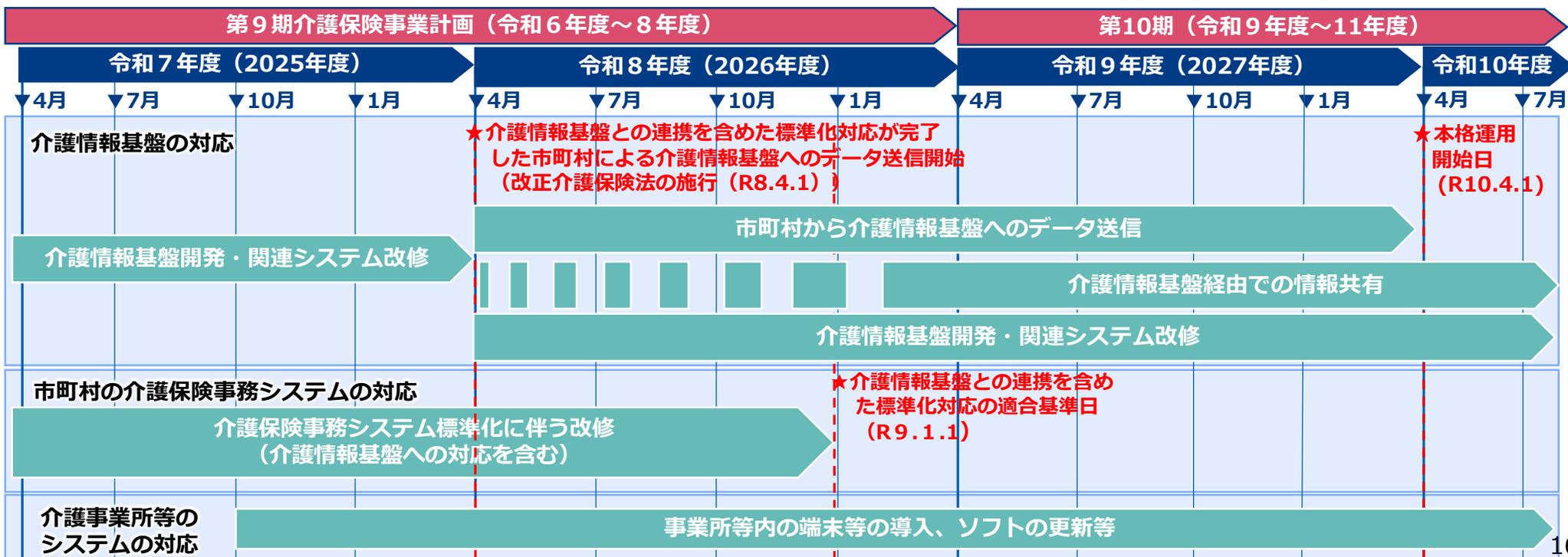


# 本日の内容

1. 介護情報基盤の目的と構成
2. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
3. ケアプランデータ連携システムとの統合
4. 介護事業所等への各種支援策の紹介
- 5. 今後のスケジュール**

# 今後のスケジュール

- 令和8年4月1日 改正介護保険法の施行により、介護情報基盤が地域支援事業に位置づけられ、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した自治体から、介護情報基盤へのデータ送信が可能になる
- 令和9年1月1日 自治体の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日
- 令和10年4月1日 介護情報基盤の本格運用開始日



**ご清聴いただきありがとうございました**